

基点一号(山梨県と静岡県との境界と富士川左岸との交点)と基点二号(基点一号から百二十度の直線と対岸との交点)とを結ぶ直線と基点三号(西八代郡市川三郷町地先三郡東橋橋台左岸下流端)と基点四号(南アルプス市東南湖地先三郡西橋橋台右岸下流端)とを結ぶ直線との間の富士川(釜無川を含む。)の本流及び支流。ただし、次の区域を除く。

- 一 基点五号(南巨摩郡身延町地先早川橋橋台左岸下流端)と基点六号(南巨摩郡身延町地先早川橋橋台右岸下流端)とを結ぶ直線より上流の早川の本流及び支流
- 二 富士川の合流点より上流の戸川並びに釜無川の合流点より上流の坪川の本流及び支流



※この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子国土基本図(地図情報)を複製したものである。
(承認番号 平25情復 第130号)